

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 定款

制 定	1984年6月15日
第1回 改正	1997年5月22日
変 更	2009年4月 1日
変 更	2011年4月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 日本鍛圧機械工業会（略称「日鍛工」、英文名 Japan Forming Machinery Association 略称「JFMA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、鍛圧機械等（レーザ切断機、プラズマ切断機を含む。）の生産、流通、貿易及び利用に関する施策、その他諸施策の充実を図ることにより、鍛圧機械工業及びその関連産業の健全な発展を図るとともにわが国産業の向上に資し、もって国民経済の繁栄に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍛圧機械等の生産、流通、貿易及び利用に関する施策
- (2) 鍛圧機械工業等の企業経営の高度化施策の推進
- (3) 鍛圧機械等の安全性及び品質性能の高度化に関する調査、研究
- (4) 鍛圧機械等に関する国際交流の推進
- (5) 鍛圧機械等に関する規格・基準の作成及び普及
- (6) 鍛圧機械等に関する資料の収集提供
- (7) 鍛圧機械等の国際見本市、国際会議等の開催
- (8) 鍛圧機械等のエコマシン認証制度の推進
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

鍛圧機械等又は関連装置及び機材の製造事業を営む者で、本会の事業に賛同する団体であつて、次条の規定により本会の会員となったもの。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 会員は、本会に対して代表者としてその権利を行使する者（以下「会員代表者」と

いう。) 1名を定め、これを会長に届けるものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎四半期、会員は、総会において別に定める「会費及び入会金規則」の額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員である企業が解散したとき。
- (4) 会員が鍛圧機械又は関連装置及び機材の製造事業者でなくなったとき。

2 前項第1号により資格喪失後、半年以内に未納会費を全納した場合は資格を復活させる。ただし、滞納中の権利は復活できない。半年を超えた場合は未納会費全納後に再入会を審査する。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会員の経費負担の額(会費及び入会金規則)

- (4) 理事及び監事の報酬等の額（役員報酬等規則）
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、社員総会の開催前に、複数の役員を選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合はその会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって会員代表者のなかから選任する。選任にあたっては、理事会において別に定める役員候補者選出基準に基づく正副会長会の意見を参考にすることができる。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、会員以外の者を本会の理事または監事とする必要がある場合には、理事1名と監事1名を、総会の決議によって選任することができる。
 - 4 理事又は監事が、会員の資格を失ったとき及び会員代表者でなくなったときは、役員としての地位を失う。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員が損害賠償責任の一部免除)

- 第23条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。解任にあつては正副会長会の意見を参考にすることができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準(役員報酬等規則)に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、前項第3号の会長(代表理事)職での再任は行わないものとする。ただし、副会長及び専務理事の再任はこの限りでない。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

第 3 2 条 (欠条)

(事業年度)

第 3 3 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 4 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 5 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 3 6 条 (欠条)

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 7 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 3 8 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第 3 9 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 4 0 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 4 1 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 正副会長会・委員会・専門部会・地区部会・顧問

(正副会長会・委員会・専門部会)

第42条 本会の事業を的確かつ効果的に運営するため、正副会長会を設置し、理事会の決議により委員会及び専門部会を設置する。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事で構成し、役員人事について総会で参考意見を表明するとともに、事務局長を除く事務局の人事を運用する。
- 3 正副会長会、委員会及び専門部会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める委員会規則による。

(地区部会)

第43条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により地区部会を設置する。

- 2 地区部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める地区部会規則による。

(顧問)

第44条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営において功労のあった者及び学識経験者のうちから、理事会において別に定める顧問推薦基準に基づく正副会長会の意見を参考に、理事会の決議により委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答えて意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とし、任期は2年とする。

第11章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員又は嘱託を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議により任命し、職員及び嘱託の採用は正副会長会の決議による。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務規則及び会計規則等による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本鍛圧機械工業会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日には本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人日本鍛圧機械工業会の諸規則等は、一般社団法人日本鍛圧機械工業会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 本会の最初の代表理事は鈴木康夫とする。

附則 2

2010年5月20日改定 2011年4月1日から適用。